

グリーン購入法適合品の情報開示 —「行政のグリーン購入」から考えるコミュニケーション—

グリーン購入ネットワーク（GPN）
事務局長 深津学治



グリーン購入ネットワーク（GPN）

設立 1996年2月

目的 グリーン購入活動の促進により、環境負荷の小さい製品やサービスの市場形成と持続可能な社会経済の構築に寄与する

組織 購入者・生産者等による全国ネットワーク

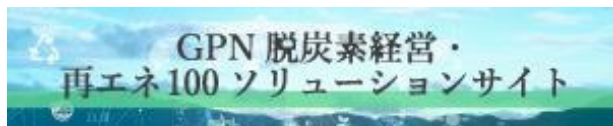
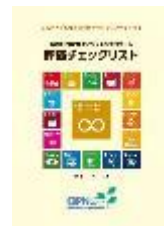
—会員1,309団体（企業1,069、行政104、民間団体136） 2024年3月時点
—地域ネットワーク7拠点（北海道、宮城、埼玉、横浜、三重、大阪、九州）



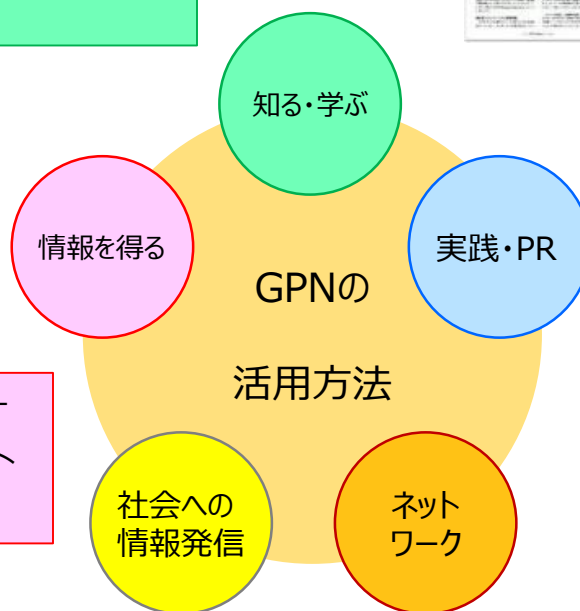
グリーン購入ネットワーク（GPN）

持続可能な調達（消費と生産）の推進を通じて、
脱炭素、SDGs、サーキュラーエコノミーの実現に貢献する

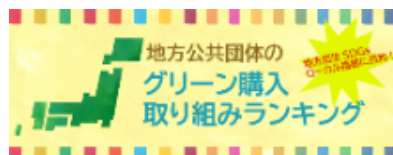
- ・ GPNセミナー
- ・ グリーン購入/環境配慮契約研修会
- ・ テーマ別意見交換会
- ・ GPNNews/GPNコラム



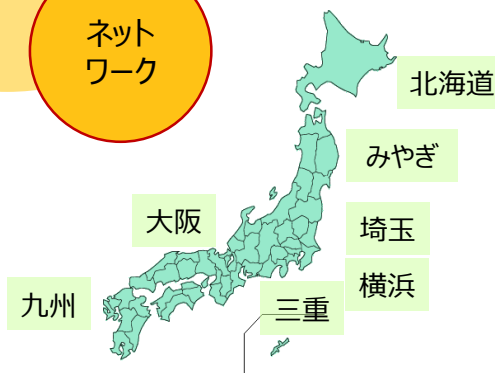
- ・ 23分野の購入指針
- ・ 環境配慮製品サイト『エコ商品ねっと』



- ・ グリーン購入大賞
- ・ 持続可能な調達アクションプログラム
- ・ サプライチェーンの持続可能性評価
- ・ 方針策定/改定支援
 - グリーン購入
 - 電力の環境配慮契約
 - 持続可能な調達
- ・ 再エネ電力の普及促進



- ・ 政策提言
- ・ 自治体ランキング
- ・ 講演・外部委員会活動



- ・ 全国ネットワーク
- ・ グリーン購入の普及拠点（地域ネットワーク）

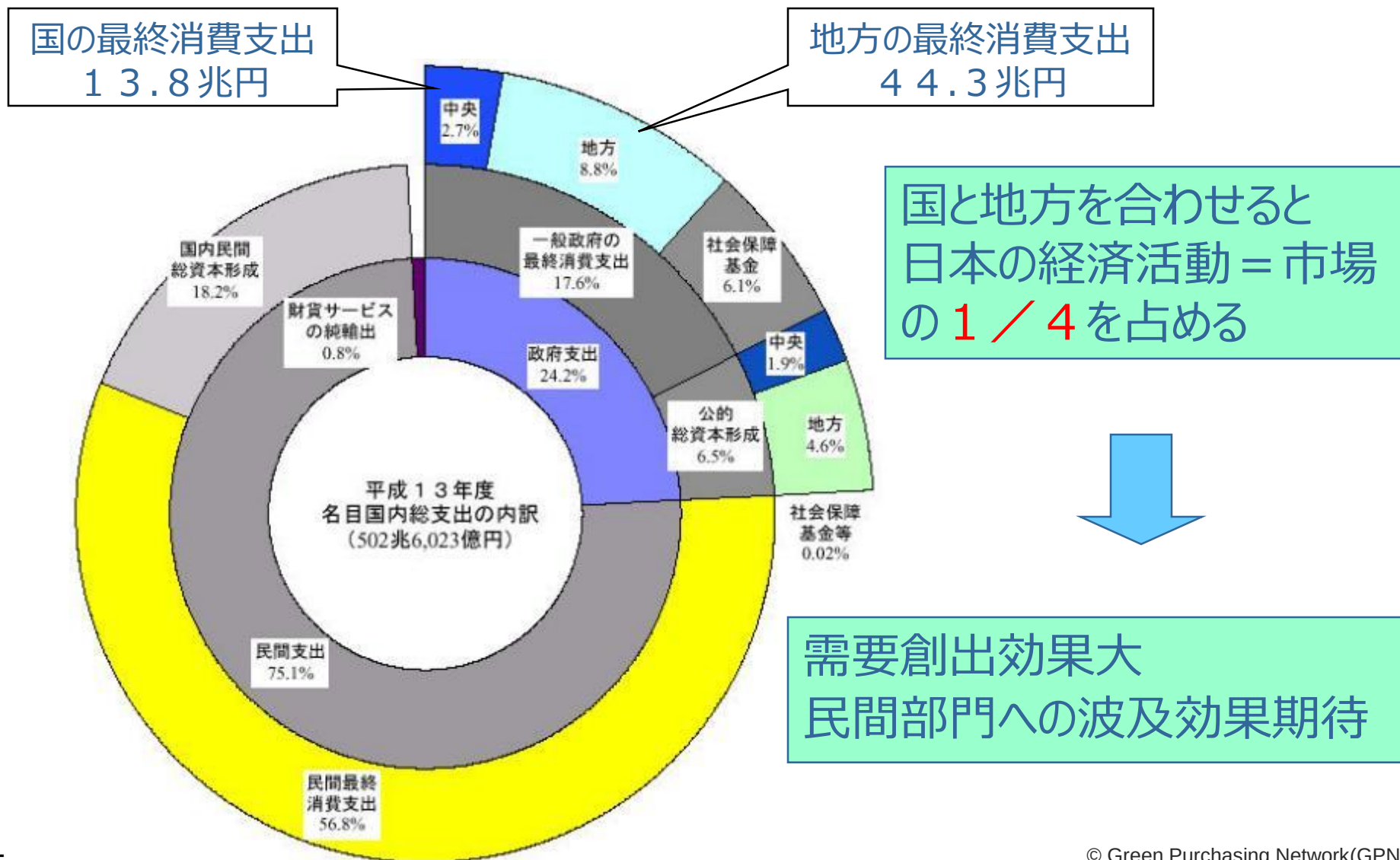
本日の話題

- グリーン購入法の概要
- 行政のグリーン購入
- 情報開示の方法



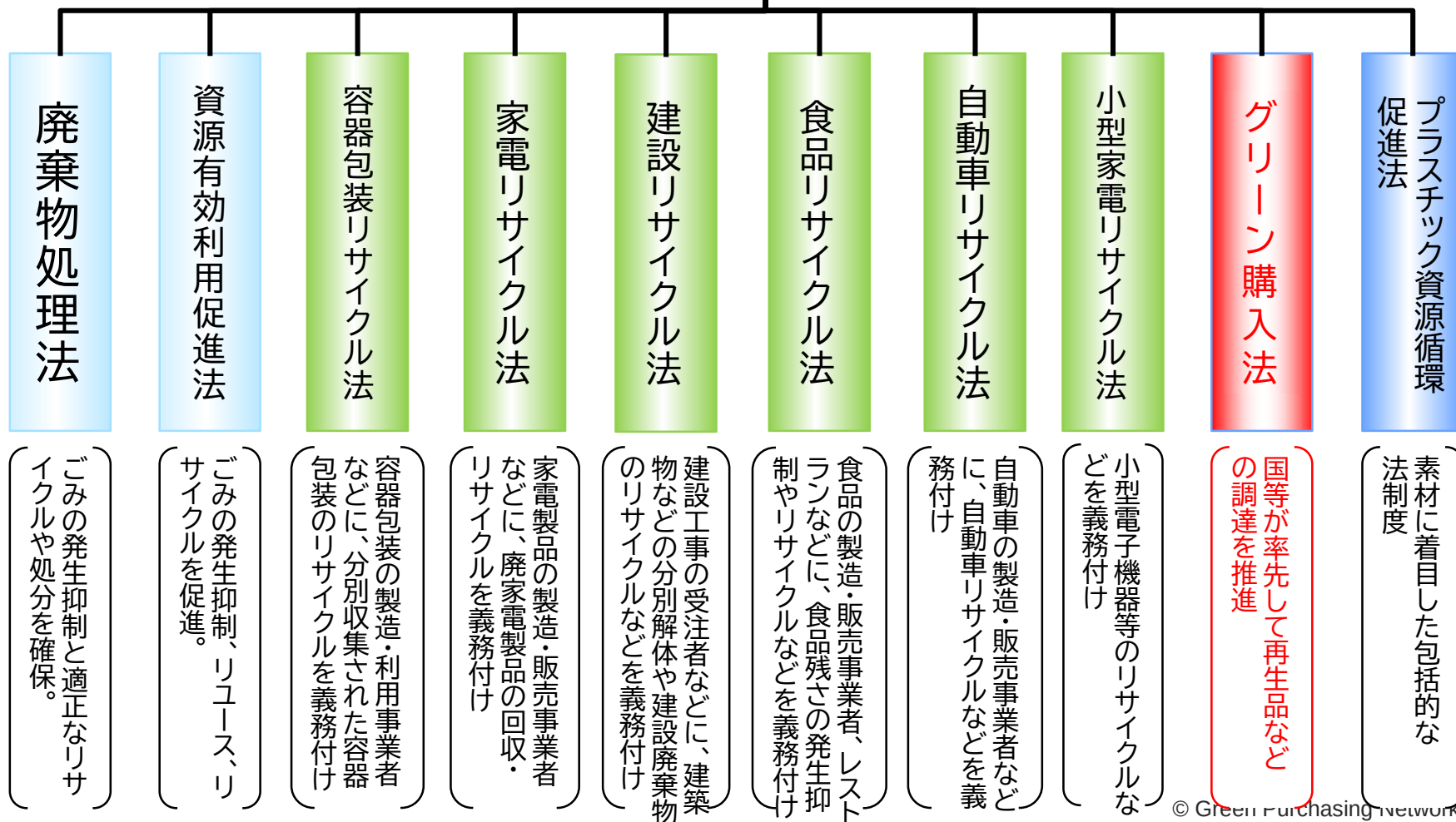
グリーン購入キャラクター
ばっくん & がまこ

グリーン購入法の背景・意義



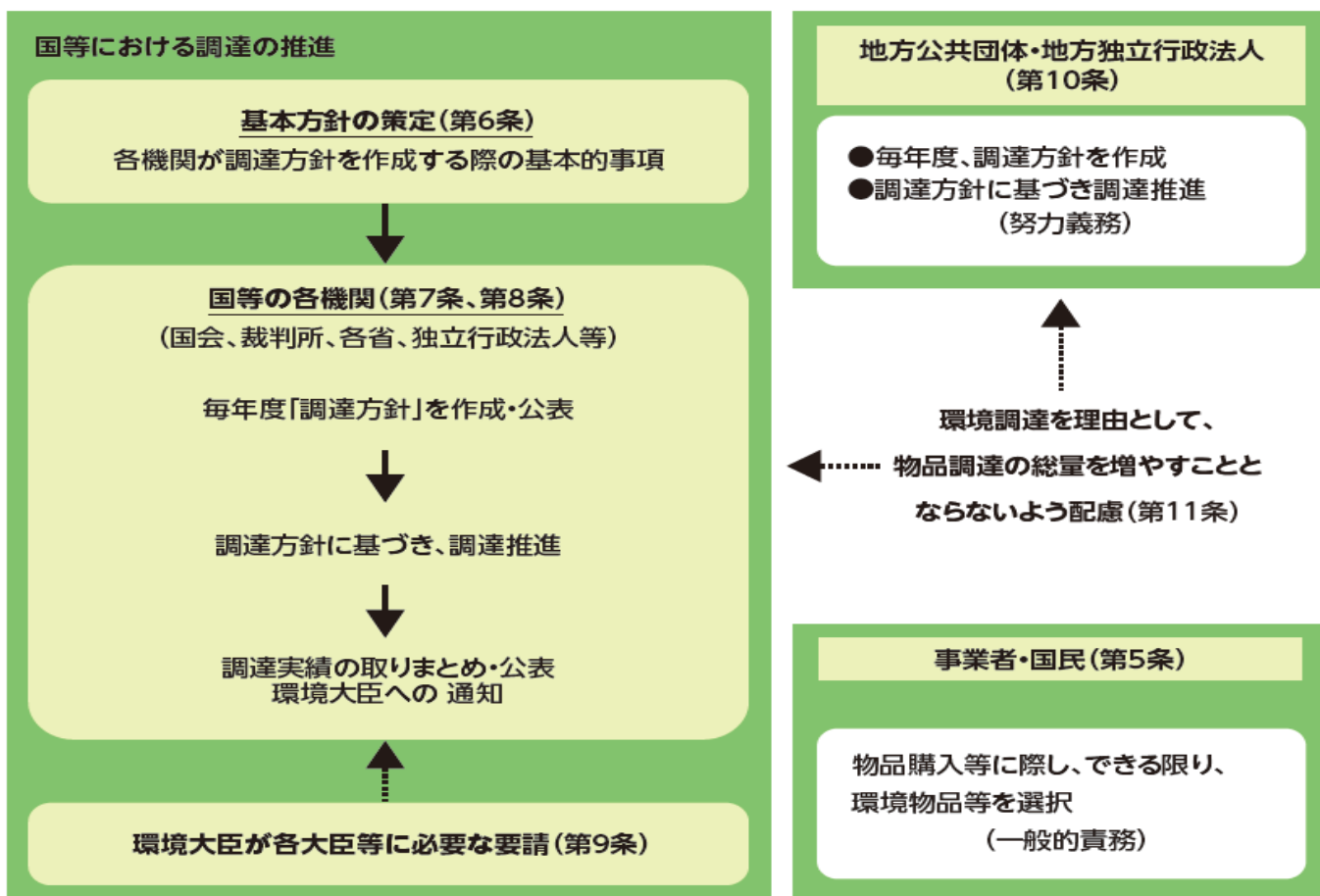
環境基本法

循環型社会形成推進基本法 (基本的枠組み法)



グリーン購入を推進する仕組み（グリーン購入法）

- 環境に配慮した製品やサービスを優先的に購入する仕組みとして、グリーン購入法が2001年（平成13年）から施行。
- 企業は国民とともに一般的責務ですが、できる限り環境配慮製品を選ぶ。



グリーン購入法 特定調達品目 (22分野287品目)

紙類	自動車等 (自動車、ETC対応車載器、カーナビ等)
文具類	消火器
オフィス家具類	制服・作業服
画像機器等 (コピー機、カートリッジ等)	インテリア・寝装寝具 (カーペット等)
電子計算機等 (パソコン、ディスプレイ等)	作業手袋
オフィス機器等 (シュレッダー、電卓等)	その他繊維製品
移動電話 (スマートフォン等)	設備
家電製品 (テレビ、電気便座、電子レンジ等)	災害備蓄用品
エアコン等	公共工事
温水器等 (電気給湯器、ガス温水機器等)	役務 (印刷、自動車整備、輸配送、会議運営等)
照明 (照明器具、ランプ、LED)	ごみ袋等 (プラスチック製ごみ袋)

グリーン購入法 基本方針

2. 紙 類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙

【判断の基準】

- ①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、各品目ごとの基準を定めること。
- ②バージンパルプが使用されている場合、伐採に当たって、原木となる法令に照らして手続が適切であること。
- ③製品に総合評価値及び評価値が記載できない場合は、参照先を明確にする。

【配慮事項】

- ①古紙パルプ配合率が可
- ②バージンパルプが使用

15. 制服・作業服等

(1) 品目及び判断の基準等

制服

作業服

【判断の基準】

- 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
- ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
 - ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
 - ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
 - ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
 - ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが

判断の基準と配慮事項

判断の基準

● 特定調達物品等であるための基準

- ➡ ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮
- ➡ 特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定
- ➡ 各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの

配慮事項

● 特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって、更に配慮することが望ましい事項

- ➡ 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項

より高い水準の調達の促進

判断の基準	グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等（グリーン購入法に適合する物品・サービス）であるための基準
基準値 1	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項における <u>より高い環境性能の基準値</u> であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの
基準値 2	判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う <u>最低限の基準</u> として示すもの
配慮事項	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

2段階の判断の基準の設定品目一覧【令和6年度】

令和6年度における2段階の判断の基準の設定品目一覧

分野	品目	品目数	閣議決定年月
画像機器等（コピー機等3品目）	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	3	令和5年2月（経過措置により6年度から）
家電製品（電気冷蔵庫等3品目）	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	3	平成31年2月設定 令和4年2月強化
エアコンディショナー等	業務用エアコンディショナー	1	令和元年2月設定 令和5年2月強化
照明	LED照明器具（投光器及び防犯灯を除く）	1	平成31年2月設定
自動車等	小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ（乗用車は令和4年2月から基準値1の「電動車等」のみに統一）	5	令和3年2月設定 令和4年2月強化
	乗用車用タイヤ	1	令和4年2月設定
インテリア・寝装寝具	タイルカーペット	1	令和5年2月設定
設備	太陽熱利用システム	1	令和3年2月設定

カーボンニュートラルに向けて「**基準値1**」による率優先的な調達を期待

カーボンフットプリントの拡大

【参考】CFPに係る2段階の判断の基準について



- 【基準値1】カーボンフットプリントを算定した製品等
→ より高い環境性能に基づく基準として「現行の判断の基準（基準値2）」に加え「カーボンフットプリントを算定した製品等」であること
- 【基準値2】現行の判断の基準
→ 当該品目に係る「現行の判断の基準」を満たすこと

カーボンフットプリントの拡大

カーボンフットプリント等に係る取組の促進



CFP又はカーボン・オフセットに係る判断の基準等の設定品目一覧

分野又は品目	カーボンフットプリント ^{注3}	カーボン・オフセット
文具類	配慮事項	—
オフィス家具等※	配慮事項	配慮事項
コピー機等3品目 ^{注3}	判断の基準 2段階の「基準値1」	配慮事項
プロジェクト ^{注1}	配慮事項	—
シュレッダー ^{注1}	配慮事項	—
テレビジョン受信機※	配慮事項	—
電気便座	配慮事項	—
温热水器等4品目 ^{注1注2}	配慮事項	—
LED照明器具※	配慮事項	配慮事項
LEDを光源とした内照式表示灯 ^{注1}	配慮事項	配慮事項
電球形LEDランプ※	配慮事項	配慮事項
消火器※	配慮事項	—
タイルカーペット※	判断の基準 2段階の「基準値1」	配慮事項
ニードルパンチカーペット※、 タフテッドカーペット※、織じゅうたん※	配慮事項	配慮事項

注1：黄色背景・太字の品目が本年度の判断の基準等（配慮事項）への設定品目

注2：温热水器等4品目は「ヒートポンプ式電気温热水器」「ガス温水機器」「石油温水機器」及び「ガス調理機器」

注3：コピー機等3品目の「基準値1」の経過措置は令和5年度末で終了。令和6年度より運用開始

注4：従前の基本方針（令和5年2月）の対象品目はCFPガイドラインの策定に伴う算定方法の記載を追加。なお、算定方法の記載のみ変更した分野又は品目については見直し品目数に計上していない（※印）。

23

カーボンフットプリントの拡大

5. 画像機器等

5-1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	【判断の基準】 ＜共通事項＞ ○基準値1は、次の①から⑤の要件を、基準値2は、次の②から⑤の要件をそれぞれ満たすこと。 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ③次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。 イ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ④少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ⑤使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。
--	--

- SDGsへの寄与
- 気候変動対策への寄与
 - より高い環境性能の基準の活用による判断の基準の強化
 - 「基準値1（より高い環境性能の基準）」及び「基準値2（従前レベルの基準）」の2段階の判断の基準の設定
- 循環経済への寄与
 - 物品の購入からサービスの調達に転換可能な品目の選定・追加及び判断の基準等の見直し
- プラスチックの資源循環
 - 使い捨て容器包装等のリデュース
 - 使用済プラスチック資源の再生利用
 - バイオプラスチックの実用性向上等

品目の追加/削除

時期	分野	追加：品目名
2023年度（令和5年度）	—	—
2022年度（令和4年度）	①オフィス家具等 ②設備	①個室ブース、ディスプレイスタンド ②低放射フィルム
2021年度（令和3年度）	①文具 ②設備	①テープ用印字機等用カセット及びテープ ②細分化 節水機器⇒節水器具、給水栓
2020年度（令和2年度）	①自動車等 ②設備	①細分化 自動車⇒ 乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、 トラック等、トラクタ ②テレワーク用ライセンス、 Web会議用ライセンス
2019年度（令和元年度）	ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋

時期	分野	削除：品目名
2022年度（令和4年度）	①照明 ②役務	①蛍光灯（直管型：大きさの区分40形蛍光灯） ②蛍光灯機能提供業務
2019年度（令和元年度）	自動車	ETC対応車載器、カーナビゲーションシステム

特定調達品目検討会（環境省）

◇特定調達品目検討会

特定調達品目及びその判断の基準等については、科学的知見に基づき検討を進めるため、環境省では学識経験者等によって構成される特定調達品目検討委員会を設置している。

◇グリーン購入法への提案募集

- 環境省では毎年、グリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集を行っています
- 提案募集の内容
 - （１）「特定調達品目」の追加及びその「判断の基準」等の提案
 - （２） 技術開発、科学的知見の充実等による現行の「判断の基準」の強化、見直し等の提案

<募集>

温室効果ガス排出削減（CFP等の定量的環境情報の開示やカーボン・オフセットされた製品・サービス等含む）及びプラスチックの資源循環に特に資すると考えられる提案を募集します。

<令和 6 年度受領締切> 令和 6 年 6 月 21 日（金）

グリーン購入の取り組みによる市場占有率の変化

グリーン購入法の施行前後（平成12年度と令和4年度）の市場占有率の変化をみると、多くの品目で**市場占有率の増加**が確認できています。

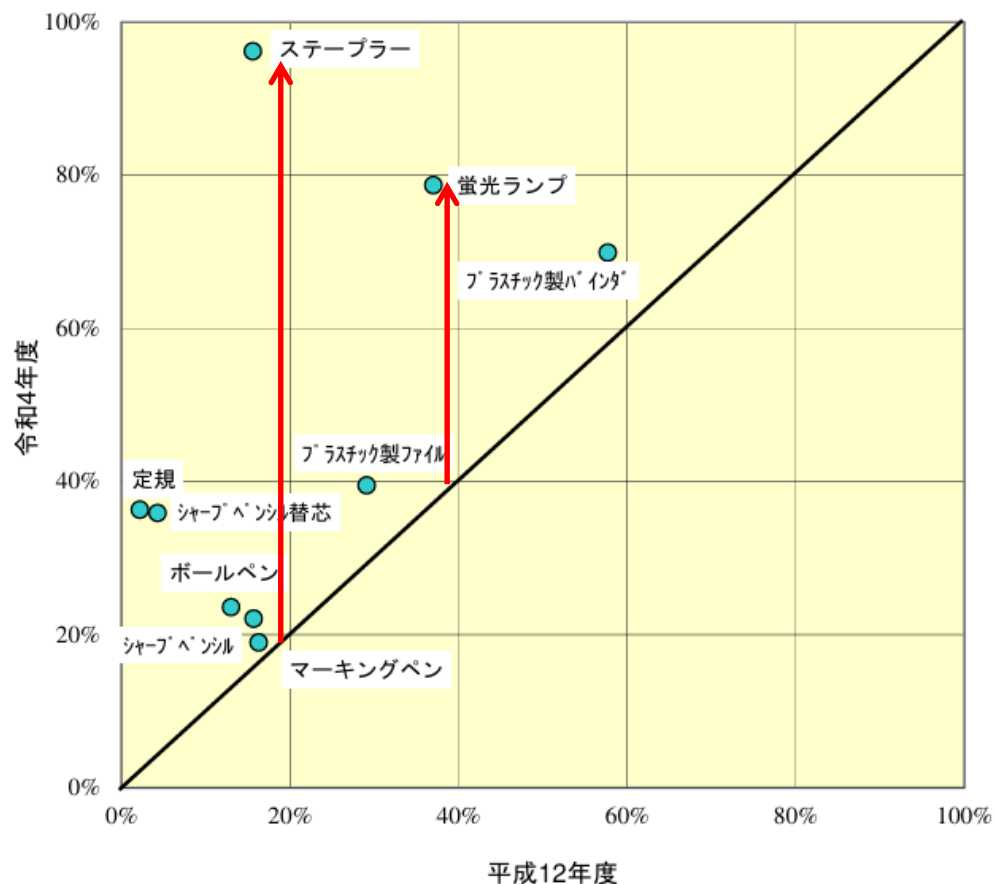


図 4-1 グリーン購入法施行前後における特定調達物品等の市場占有率の推移

グリーン購入の効果

- 令和4年度の国等の機関のグリーン購入による温室効果ガス排出削減効果は、合計で**32,420t-CO₂**(家庭からの二酸化炭素排出量の約18.2千人分に相当)

表Ⅱ-1 国等の機関のグリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減効果の試算

分野・品目等	削減効果の試算内容	温室効果ガス排出削減量 (t-CO ₂ 換算)		
		年間削減量	使用年数	削減量合計
プラスチック製文具	焼却処理に伴う排出削減	620	—	620
ダストブロワー	HFC134aからノンフロンへの代替	16,645	—	16,645
コピー機等	電気の使用に伴う排出削減	299	5	1,496
ファクシミリ	電気の使用に伴う排出削減	61	5	303
家電製品	電気の使用に伴う排出削減	1,644	10	16,435
エアコンディショナー	電気の使用に伴う排出削減	1,130	10	11,303
LED照明器具	電気の使用に伴う排出削減	6,624	10	66,236
電球形LEDランプ	電気の使用に伴う排出削減	925	10	9,249
電球形蛍光ランプ	電気の使用に伴う排出削減	648	5	3,238
自動車(乗用車)	走行に伴う排出削減	1,759	7	12,316
乗用車用タイヤ	転がり抵抗低減による燃費向上	51	3	152
制服・作業服	再生PET樹脂の使用	23	—	23
インテリア・寝装寝具	再生PET樹脂の使用	24	—	24
作業手袋	再生PET樹脂の使用	98	—	98
太陽光発電システム	システム導入に伴う排出削減	22	15	324
高炉セメント	工業プロセスに伴う排出削減	0	—	0
変圧器	使用に伴う排出削減	734	20	14,678
屋上緑化	屋上緑化に伴う排出削減	23	15	347
プラスチック製ごみ袋	焼却処理に伴う排出削減	1,071	—	1,071
合計	—	32,420	—	154,864

注1：ダストブロワーについては特定調達品目に追加される前年度の平成15年度比の削減効果を試算

注2：テレビジョン受信機については平成20年度比の削減効果を試算

参考：グリーン購入法「適合」について

①グリーン購入法は「認証制度」ではありません。

⇒“適合品”の判断は事業者自身となり、自己宣言となります。

②「適合品」として情報開示を行う上で、特定の環境ラベルはありません。

⇒カタログによって、G法適合等の表記がありますが、統一マークはありません。

③一般的なカタログ等の「グリーン購入法 適合品」は以下を区別しておりません。

- ・判断の基準（必須事項）に配慮事項も満たした商品
- ・基準値1を満たした商品と基準値2を満たした商品

④過去にグリーン購入法適合品として販売した商品の中古品等で販売する場合、改めてグリーン購入法適合と表示するためには、「過去ではなく販売年度」のグリーン購入法基本方針の基準と照合し、判断する必要がある。

本日の話題

- グリーン購入法の概要
- 行政のグリーン購入
- 情報開示の方法



グリーン購入キャラクター
ばっくん & がまこ

地方公共団体を取り巻く法令とグリーン購入

◆地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

第21条

「その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用」

◆循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）

第十九条「再生品の使用の促進」

◆第5次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）

重点戦略①「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」

→グリーン購入が位置付けられている

◆SDGs目標12「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」

ターゲット12.7

「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。」

地方公共団体の位置づけと役割

- 循環型社会を形成するために、環境に配慮した製品やサービスを優先的に購入する仕組みとして、グリーン購入法が2001年（平成13年）から施行。
- 地方公共団体は努力義務で、調達方針の策定や調達目標の設定とともに、調達の実施が求められている。

1. 努力義務

環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努める。（第四条）

2. 調達方針の作成

環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努める。（第十条）

3. 調達目標の作成

環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努める。（第十条）

4. 調達の実施

当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行う。（第十条）

グリーン購入の取り組みを定める組織的文書

①単独文書としての「グリーン購入調達方針」

- グリーン購入に取り組む目的が明記されていること
- 組織として“どの”品目で、“どのような”基準でグリーン購入を実施するのか明確であること。
判断の基準は、各課の調達担当者にとって“わかりやすい”こと

※対象範囲、実施体制、調達目標なども項目としては必要

②各種計画にグリーン購入を位置付けている場合

温暖化対策実行計画、EMS、環境基本計画等において、グリーン購入に取り組む旨を記載。

例)

- ・（グリーン購入法等に基づき）グリーン購入を推進します
- ・環境ラベルがついた商品など、環境に配慮した商品を優先的に購入します
- ・省エネ商品の購入
- ・再生材を使った商品を購入します

例：環境ラベルを活用したグリーン購入調達方針

調達担当者が2,3年に1度、異動等によって変更となる自治体においては、組織的な取り組みを展開する上で、わかりやすい方針である必要があります。

【2】グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

「※」表示は、足利市独自の品目・「★」表示は、新規として追加した品目〔令和2年度〕

環境ラベルの活用

用途	対象品目	環境ラベルの活用	
		優先順位1	優先順位2
筆記具	シャープペンシル ・ノック式(ホルダー式)、回転式、複合筆記具	 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品  森林認証材・紙  間伐材マーク 間伐材・紙
	シャープペンシル替芯		
	ボールペン		
	ボールペン替芯※★		
	マーキングペン ・蛍光ペン、油性マーカー、水性マーカー、ペイントマーカー、名前書き用、サインペン、ホワイトボード用、OHP用、筆ペン、万年筆等 ・詰替用は対象外		
	鉛筆 ・色鉛筆含む ・クレヨン、クレパスは対象外		
	スタンプ台 ・補充インキは対象外	ボールペン替芯は本体が足利市グリーン購入調達方針の基準を満たしているもの	
	朱肉 ・補充用朱油・朱液は対象外		

選択肢の拡大

「グリーン購入」と「グリーン購入法」

環境に配慮された製品・
サービスの優先的購入

グリーン購入

≡

環境に配慮された製品・サ
ービスを優先的に選ぶため
の基準・仕組み

グリーン購入法

エコマーク

その他の環境ラベル

グリーン購入の観点からみた 自治体・国等の機関における調達の仕事

物品・役務の調達

入札による調達

<特徴>

- 一定金額以上の調達
- 仕様書で環境要件を規定
- 仕様書作成者が理解していれば実践できる
- 統括しやすい

入札によらない 各課個別の調達

<特徴>

- 小規模の調達
- 仕様書はなく、発注者が自ら環境要件を確認することが必要
- 各課の全ての発注者が理解していることが必要
- 統括しにくい

グリーン購入の課題：各課部局が独自に調達

【判断基準】
G法適合品であること



環境政策課
(グリーン購入担当部署)

【判断基準】
前年度と同一商品



財政課

【判断基準】
価格が安いもの



健康福祉課



【判断基準】
カタログに
掲載されているもの

総務課

【判断基準】
納期が早いもの



施設課

グリーン購入の課題：出先機関まで含めた周知

本庁舎

【判断基準】
G法適合品であること



環境政策課
(グリーン購入担当部署)

【判断基準】
前年度と同一商品



財政課

【判断基準】
価格が安いもの



健康福祉課

【判断基準】
カタログに
掲載されているもの



総務課

【判断基準】
納期が早いもの



施設課

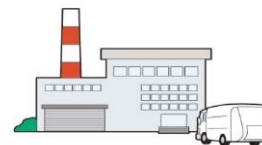
出先機関



教育委員会
学校・図書館



地域センター・公民館



清掃センター・水道局

集合研修等といった直接説明できる機会があればいいが、出先機関については文書やイントラネットなどの通知しか対応できないケースもあり、周知徹底が難しい

グリーン購入法の判断基準



印刷	【判断の基準】 ＜共通事項＞ ①印刷・情報用紙に係る判断の基準（「紙類」参照。）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用されていること。ただし、その原料の原木は、伐採に当たって、原産地における森林に関する法令に照らして適切であること。ただし、間伐材により製造された合板・製材工場から発生する端材、林地残材により製造されたバージンパルプには適用しないこと。 ②表 1 に示された B、C 及び D ランクの紙への有害要因となる材料が使用されていないこと。目的から使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。 ③印刷物へリサイクル適性を表示すること。 ④印刷の各工程において、表 2 に示された環境基準に準拠していること。 ＜個別事項＞ ①オフセット印刷 ア. 植物由来の油を含有したインキであって、揮発性有機化合物（VOC）1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 イ. インキの化学安全性が確認されていること。 ②デジタル印刷 ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）に準拠したリッジの化学安全性に係る判断の基準（「リッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。 イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式に準拠したインキの化学安全性が確認されていること。	6. 電子計算機等 6-1 電子計算機 (1) 品目及び判断の基準等 <table><tr><td>電子計算機</td><td> 【判断の基準】 ①サーバ型電子計算機にあつては、エネルギー消費効率表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②クライアント型電子計算機にあつては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。 ア. 表 2 に示されたエネルギー消費効率表 1 に示された区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率に 100/85 を乗じて小数点以下 1 桁未満の端数を切り上げた数値を上回らないこと。 イ. デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、備考 5 アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考 5 イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ウ. ワークステーションの場合は、備考 6 アの算定式により算定した加重消費電力が備考 6 イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。 エ. シンクライアントの場合は、備考 5 アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考 7 の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ④一般行政事務用ノートパソコンの場合にあつては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 ⑤筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体 </td></tr></table>	電子計算機	【判断の基準】 ①サーバ型電子計算機にあつては、エネルギー消費効率表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②クライアント型電子計算機にあつては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。 ア. 表 2 に示されたエネルギー消費効率表 1 に示された区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率に 100/85 を乗じて小数点以下 1 桁未満の端数を切り上げた数値を上回らないこと。 イ. デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、備考 5 アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考 5 イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ウ. ワークステーションの場合は、備考 6 アの算定式により算定した加重消費電力が備考 6 イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。 エ. シンクライアントの場合は、備考 5 アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考 7 の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ④一般行政事務用ノートパソコンの場合にあつては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 ⑤筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体
電子計算機	【判断の基準】 ①サーバ型電子計算機にあつては、エネルギー消費効率表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②クライアント型電子計算機にあつては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。 ア. 表 2 に示されたエネルギー消費効率表 1 に示された区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率に 100/85 を乗じて小数点以下 1 桁未満の端数を切り上げた数値を上回らないこと。 イ. デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、備考 5 アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考 5 イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ウ. ワークステーションの場合は、備考 6 アの算定式により算定した加重消費電力が備考 6 イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。 エ. シンクライアントの場合は、備考 5 アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考 7 の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ④一般行政事務用ノートパソコンの場合にあつては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 ⑤筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体			

グリーン購入に取り組む上で、グリーン購入法の基本方針に沿うことも方法。
 ⇒文章で書かれているため、各課の調達担当者が理解するには一苦労！？

参考：グリーン購入の調達者の手引き（環境省）

グリーン購入の調達者の手引き

令和 6（2024）

■2 紙類

参考となる環境ラベル等：エコマーク



*エコマーク認定品（NO.106,107,108）は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

コピー用紙	● 総合評価値が 80 以上 ● パーজনパルプの合法性の担保 ● 総合評価値・内訳の表示
塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	● 総合評価値が 80 以上 ● 原料の持続可能性の担保（※注 以外の原料の不使用） ● パーজনパルプの合法性の担保 ● 総合評価値・内訳のウェブサイト等による情報提供
フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙	● 古紙パルプ配合率 70%以上 ● 白色度 70%程度以下（フォーム用紙） ● パーজনパルプの合法性の担保 ● 塗工量が両面で 12g/mi以下（フォーム用紙） ● 塗工量が両面で 20g/mi以下、片面 12g/mi以下（インクジェットカラープリンター用塗工紙）
トイレットペーパー ティッシュペーパー	古紙パルプ配合率 100%

※注 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ、その他の持続可能性を担保したパルプ

■配慮事項

- 総合評価値がより高いものであること。（塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙に適用）
- 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。（コピー用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙に適用）
- パーজনパルプの原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。（トイレットペーパー、ティッシュペーパーを除く）
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄処理時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

- 【対象範囲・定義】
 - 印刷用紙の対象について、「塗工されていない印刷用紙」には、非塗工印刷用紙が該当し、「塗工されている印刷用紙」には、塗工印刷用紙（アート紙、コート紙、軽量コート紙等）、微塗工印刷用紙等が該当する。

【基準の解説】

1. 分野別・品目別の解説

■4 オフィス家具等

参考となる環境ラベル等



*エコマーク（No.130）認定品は、グリーン購入法に適合しています。

JOIFA グリーンマーク



*JOIFA グリーンマーク製品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーテーション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	【オフィス家具等 12 品目共通】 ● 主要材料ごとに定められた判断の基準を満たす又はエコマーク認定基準若しくは同等の基準を満たすこと。保守部品又は消耗品が製造終了後 5 年以上の要件については、主要材料の種類を問わず全品目に適用。 1-1 大部分の材料が ● 棚板の機能重量 ● 単一素材分解可 ● リデュース、リサ 1-2 大部分の材料がディスプレイスタンド ● 単一素材分解可 ● リデュース、リサ 3. 主要材料がプラスチックが 25% 4. 主要材料が木材 ● 間伐材、端材等の ● 間伐材に係る合法性 ● ホルムアルデヒド 5. 主要材料が紙 ● 古紙パルプ配合 ● パーজনパルプ
--	---

■配慮事項

- 長期間の使用が可能な設計、再利用、再生利用は、製品の長寿命化、省資源化又は材料
- 塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及
- 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用分については適正処理されるシステムがある
- 原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄処理時の負荷低減に配慮されていること。

1. 分野別・品目別の解説

■5 画像機器等

ロコピ機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ

参考となる環境ラベル等



*エコマーク（No.155）認定品は、グリーン購入法に適合しています。

国際エネルギー省プログラム（エネスタ）



*国際エネルギー省プログラム（エネスタ）適合機種（Ver.3.0）適合機種は、グリーン購入法の消費電力に係る判断の基準を満たしています。（コピー機、リユース機、プロ用機種は、Ver.2.0 を適用）

■特定調達品目及びその判断の基準

コピー機	共通基準を満たすことに加えて、品目ごとの個別基準を満たすこと。
複合機	【共通基準】 基準値1は下記の 1～5 の要件、基準値2は下記の 2～5 の要件を満たすこと。 1. 定量的環境情報（カーボンフットプリント）の開示 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 3. 製品の回収・リサイクルシステムの保有等 4. 少なくとも 25g を超える再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用（資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する機器に適用） 5. 紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能
拡張性のあるデジタルコピー機	【個別基準】 ○複合機 国際エネルギー省プログラム適合（Ver.3.0） ※基本方針の表 1-1～表 5 は、国際エネルギー省プログラム（Ver.3.0）の基準。 ※リユースに配慮した複合機及びプロ用複合機については、経過措置適用により Ver.2.0 を満たすことにより表 6-1 及び表 6-2。 ○コピー機・拡張性のあるデジタルコピー機 国際エネルギー省プログラム適合（Ver.2.0） ※基本方針の表 1-1～表 1-3 は、国際エネルギー省プログラム（Ver.2.0）の基準
プリンタ	1. 国際エネルギー省プログラム適合（Ver.3.0）
プリンタ複合機	1. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 2. 少なくとも部品の一つの再生プラスチック又は再使用プラスチック部品の使用（インバート方式の機器には非適用） 4. 紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能
ファクシミリ	1. 国際エネルギー省プログラム適合（Ver.2.0）
スキャナ	1. 国際エネルギー省プログラム適合（Ver.3.0） 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 3. 国際エネルギー省プログラム適合（Ver.3.0） 4. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表

組織的な文書の策定率（環境省）

表 4. 組織的にグリーン購入に取り組むための文書の有無
(上段：回答件数（件）、下段：割合（％）)

団体分類	合計	調達方針を策定（※1）	調達方針以外の環境基本計画等に規定（※2）	その他の文書で規定（※3）	取組を定めていない（※4）	無回答
全体	1714 100.0	451 26.3	417 24.3	51 3.0	795 46.4	0 0.0
都道府県・政令市	67 100.0	67 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
区市	785 100.0	308 39.2	247 31.5	33 4.2	197 25.1	0 0.0
町村	862 100.0	76 8.8	170 19.7	18 2.1	598 69.4	0 0.0

表 4 及び図 1 は、以下のように問 2-1,2-3,2-4 の回答を組み合わせて集計している。

※1：問 2-1「1. 単独で調達方針を策定している」に回答した件数

※2：問 2-3「グリーン購入に関する取組を定めている」に回答した団体数（※1回答団体を除く）

※3：問 2-4 で具体的な取組のうち、仕様書等の文書で規定していると回答した件数（※1・※2回答団体を除く）

※4：問 2-4 で具体的な取組のうち、職員研修等、文書以外で取り組んでいると回答した件数（※1・※2・※3回答団体を除く）

本日の話題

- グリーン購入法の概要
- 行政のグリーン購入
- 情報開示の方法



グリーン購入キャラクター
ばっくん & がまこ

エコマークの認定品の場合

◇前提条件（行政側の課題認識）

- ・行政の調達担当者は、数年に1度、異動等により変更となる
 - ・グリーン購入基本方針より、品目別の判断基準を文章で理解することは困難
- ⇒グリーン購入法適合品の情報にたどり着きやすくする必要がある

<選ばれるための情報開示>

- ①自社の商品カタログ、ウェブサイトにおいて、該当商品の環境情報として、「エコマーク」のロゴを掲載し、かつ、「グリーン購入法適合」の表記を追記する。
- ②通販カタログや業界団体のカタログ等において、該当商品の環境情報として、「エコマーク」・「グリーン購入法適合」の表記を掲載する。
※通販カタログによって、G法適合の表記は異なるが、環境表示を必ず行う。
- ③「エコ商品ねっと」を活用する

<備考>

エコマーク以外の認証ラベルを取得している場合には、それらも表示する

『エコ商品ねっと』（GPN）

■『エコ商品ねっと』の特徴

- グリーン購入ガイドライン、グリーン購入法、ガイドライン未策定分野等を**幅広く**カバー
- **主要分野、主要メーカ**の製品を比較
- **グリーン購入法に対応、適合商品**を掲載
- **環境ラベル商品**（エコマーク、カーボンフットプリント、カーボン・オフセット等）を抽出
- ハイパーリンクで**購入サイトへ誘導**
- 掲載情報は**年4回最新化**
- 都道府県・政令市の**9割、400団体超**の地方自治体* が参考情報として利用
- 掲載情報は、通販カタログ（9社）と連携（カタログ内にてGPN掲載等の環境表示）



地方自治体での参照・活用事例

船橋市ウェブサイト

製品等の選定方法

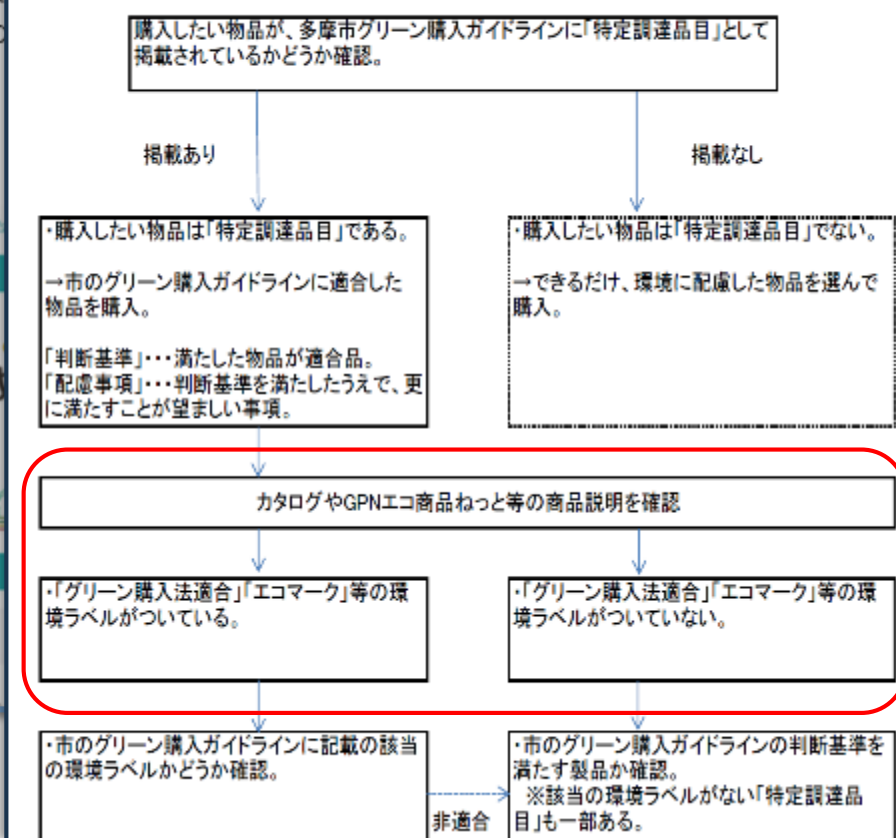
グリーン購入法に適合した製品等を探すには、事務用品のカタログに「グリーン購入法適合商品」と記載のあるものや「環境ラベル（エコマーク等）」が表示されているか確認して、また、「エコ商品ねっと」（グリーン購入ネットワークが運営）のホームページで検索します。「エコ商品ねっと」では品目のカテゴリ検索やフリー検索、適合品のみでの検索が可能です。

「エコ商品ねっと」はこちら（外部サイト）



多摩市グリーン購入ガイドライン

3 物品を購入する場合



参考：エコマークとグリーン購入法の関係、他

グリーン購入
ガイドライン：
商品の環境情報
提供型



- ・グリーン購入基本原則に基づいて、商品カテゴリー毎に、環境負荷低減の視点と方向性を示している。
- ・グリーン購入ガイドラインの視点から、商品毎に環境情報を示している。



エコマーク：
トッランナー型

先進的な環境配慮型商品を
1つ1つ審査してクリアした商
品に付けられるマーク

グリーン購入法
判断基準：
ボーダーライン型

- ・調達の客観的指針。
- ・特定調達品目ごとの判断基準は数値等の明確性が確保できる事項に設定。
- ・毎年見直し。

最後に・・・

“

グリーン購入は、円(¥)の投票
一人の百歩から 百人の百歩へ

”

グリーン購入ネットワーク事務局(GPN)
TEL. 03-5829-6912 E-MAIL gpn@gpn.jp